

公表監第14号
平成28年1月15日
(2016年)

西宮市監査委員	亀井	健
同	鈴木	雅一
同	河崎	はじめ
同	杉山	たかのり

平成27年11月19日付西監収第44号で受理しました西宮市職員措置請求の監査結果については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

西 監 発 第 109 号
平成 28 年 1 月 15 日
(2016 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員	亀 井 健
同	鈴 木 雅 一
同	河 崎 は じ め
同	杉 山 たかのり

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 27 年 11 月 19 日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

（略）

2 請求書の提出

平成 27 年 11 月 19 日

3 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。

- (1) 請求人家族が権利を有し、居住することができたもとの家賃 7,000 円の改良住宅に転居させることを求める（第一請求）。
- (2) 西宮市健康福祉局福祉事務所厚生第 2 課に対し、生活保護受給者である請求人に対して、本

来支払うべき平成 21 年 1 月 30 日から平成 22 年 3 月 16 日までの生活扶助費及び住宅扶助費 1,741,893 円並びに薬剤費用 210,800 円の合計 1,952,693 円を支払わせることを求める（第二請求）。

- (3) 市長に対し、市職員の条例違反・非違行為による西宮市（略）号室住宅（以下「本件住宅」という。）に係る明渡訴訟費用（弁護士費用）432,000 円及び強制執行に伴う費用 347,918 円並びに下記アからカまでの費用（請求人への扶助費等）1,073,420 円の合計金額 1,853,338 円について、怠る事実として、市の損害等の是正、損害の補填及び返還させることを求める（第三請求）。

ア 新住居の敷金 271,020 円

イ 敷金等の扶助 20,000 円

ウ 新住居の日割り家賃等の扶助 34,200 円

エ 引越し代金 170,000 円

オ 備品購入金 26,200 円

カ 新住居 1 箇月の家賃額 53,000 円から従来の本件住宅の家賃 7,000 円を差し引いた額 46,000 円に 12（箇月）を乗じた金額 552,000 円（平成 27 年 11 月現在）

（理由及び添付された事実を証明する書面）

別紙のとおり。

第 2 監査の実施

1 請求の受理など

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備していると認められたので、平成 27 年 11 月 27 日、請求を受理することに決定しました。

2 監査の対象事項

請求人が求める下記の請求が認められるか否かを監査の対象としました。

(1) 請求人家族を本件住宅に転居させることを求めるという請求（第一請求）

(2) 平成 21 年 1 月 30 日から平成 22 年 3 月 16 日までの生活扶助費及び住宅扶助費 1,741,893 円並びに薬剤費用 210,800 円の合計 1,952,693 円を請求人に支払わせることを求めるという

請求（第二請求）

- (3) 市長に対し、本件住宅に係る明渡訴訟に伴う費用（弁護士費用）及び強制執行に伴う費用並びに請求人への扶助費等の合計金額1,853,338円について、怠る事実として、市の損害等の是正、損害の補填及び返還させることを求めるという請求（第三請求）

3 監査対象部局

西宮市健康福祉局及び都市局

4 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、平成28年1月13日、請求人（氏名略）が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。

第3 監査の結果

法第242条第8項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会議において協議した結果、次のとおり結論を得ました。

1 第一請求について

住民監査請求は、住民による事務監査請求の制度（法第75条）のように、地方自治体の事務一般の違法又は不当を問題とするための制度とは異なり、地方自治体の財務会計の適正な実現を目的として、租税その他の公租公課を負担する住民に、その個人的な利益とは直接には関係なく請求を認めた制度であり、その対象とされる事項は、法第242条第1項所定の財務会計行為に限られています。したがって、財務会計行為ではない、すなわち財務的処理を目的としない一般行政目的上の行為は、形式的に上記条項に規定する行為に該当したとしても、住民監査請求の対象とはなりません。財務会計上の行為としての財産管理行為は、地方自治体の財産の管理行為のすべてがこれに該当するものではなく、その行為のうちで、当該財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財産管理行為がこれに該当するとされています（最高裁判所平成2年4月12日判決）。

本件請求は、請求人を改良住宅である本件住宅に転居させることを求めており、改良住宅の入居に関する行為が財産管理行為に該当することを前提にしていると解されますが、住宅地区改良法第2条第6項に規定する改良住宅の入居に係る事項は、同法の規定ないし同法第29条により準用される公営住宅法の規定により律されることとなっており、住宅地区改良事業又は公営住宅

行政上の見地からなされるものであって、本件住宅の建物としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為には当たりません。

したがって、本件請求は、住民監査請求の対象外の事項を対象とするものと判断します。

2 第二請求について

請求人は、平成 21 年 1 月 30 日から平成 22 年 3 月 16 日までの生活扶助費及び住宅扶助費 1,741,893 円並びに薬剤費用 210,800 円の合計 1,952,693 円を市が請求人に支払うことを求めています。

生活保護は、申請に基づく保護を原則とし（生活保護法第 7 条）、申請者は、その居住地等を所管する実施機関（西宮市においては、市長であり、福祉事務所に委任している。）に対し、生活保護の申請を行い、当該実施機関は、要保護者の資産等の必要な事項を調査したうえで、保護決定の通知をすることとされていますが（同法第 24 条）、この保護決定は、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するという生活保護行政の見地からなされるものであって、財務会計上の行為には当たりません。

したがって、本件請求は、住民監査請求の対象外の事項を対象とするものと判断します。

3 第三請求について

請求人が市長に対し、市の損害等の是正、損害の補填及び返還させることを求めている費用は、次のとおりです。

(1) 本件住宅明渡等請求事件訴訟及び強制執行に伴う費用	779,918 円
ア 本件住宅明渡し等請求事件訴訟委託料	432,000 円
イ 本件住宅明渡し強制執行及び動産執行費用	347,918 円
(内訳) 申立委託料	54,000 円
執行官予納金	92,183 円
執行関連業務委託料	201,735 円
(2) 請求人に対する扶助	1,073,420 円
ア 敷金等の扶助	271,020 円
イ 敷金等の扶助	20,000 円
ウ 新住居の日割家賃等の扶助	34,200 円

エ 移送費の扶助	170,000 円
オ 家具什器費等の扶助	26,200 円
カ 住宅扶助 12 箇月分 ^(注)	552,000 円

(注) ただし、1 箇月当たりの住宅扶助 53,000 円から本件住宅に係る従前の家賃 7,000 円を差し引いた金額 46,000 円に 12 箇月を乗じた金額)

本件請求に係る費用のうち、(1)の費用に係る請求については、本件住宅の明渡し等に係る訴訟の提起及び強制執行が生活保護受給者（請求人）を相手としたものであることなどから違法であり、したがって、当該訴訟及び強制執行に係る費用の支出も違法であるとの主張と解されます。

しかし、市が請求人を被告として本件住宅の明渡し等を求める訴訟の適否については、当該訴訟において裁判所によって終局的に解決されるべき問題です。当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争について、原告の訴訟提起が違法であるか否かは、当該訴訟手続きにおいて、裁判所によって判断され、裁判所が違法であると判断した場合には、裁判所により原告の請求が斥けられることとなる事項であって、市の監査委員が裁判所の判決の適否について住民監査請求の手続きにおいて判断することを法は予定していません。また、強制執行についても不服申立手続きが民事執行法等に規定されているところであり、同様に、市の監査委員が当該手続きの適否を判断することを法は予定していません。

したがって、本件住宅の明渡し等に係る訴訟の提起及び強制執行が違法であることを前提とした請求人の主張については、監査委員が判断するところとはいえ、その他財務会計法規上の違法事由が見られないため、(1)の費用に係る請求は理由がないものと判断します。

(2)に係る費用については、扶助に係る保護決定は、「2 第二請求について」において述べたとおり、財務会計上の行為には当たらないことから、本件請求も住民監査請求の対象外の事項を対象とするものと判断します。

(請求人が記載した請求の要旨及び理由の抜粋)

(注記) 原則として請求人が提出した請求書の原文のままを記載し、事実証明書及び法条の引用は省略しました。

・西宮市長に関する措置請求の要旨

西宮市（行政機関）は行政行為が法規裁量（羈束裁量）である事を承知しているにも拘らず、河野昌弘（前、西宮市長）は請求者が生活保護受給者で西宮市営住宅滞納家賃処理要綱第 16 条に該当する事を承知しているにも拘らず、遵守せず更に、平成 23 年 2 月 16 日付で最高裁判所に上告をした中で上告受理申立理由書に虚偽内容を記載して提出し勝訴判決を得た、後の平成 26 年 12 月 24 日付で今村岳司（西宮市長）が申立人家族の住居である西宮市（略）号室を強制執行した。

又、平成 27 年 5 月 13 日付で兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課長から西宮市社会福祉事務所宛に「事務連絡」の公文書が送付されたにも拘らず、瑕疵を治癒せず放置しています。

西宮市は 1・2 の瑕疵を治癒すること

1. 請求人家族の権利を有する居住することができた基の家賃 7,000 円の改良住宅に転居させること。
2. 西宮市健康福祉局・西宮市福祉事務所厚生第 2 課は生活保護受給者（請求人）に対して本来支払うべき平成 21 年 1 月 30 日から平成 22 年 3 月 16 日までの生活扶助、住宅扶助費 1,741,893 円及び薬剤費用 210,800 円を記載した計算書の合計 1,952,693 円を支払わせること。

西宮市の職員の下記の条例違反・非違行為による西宮市（略）号室の住宅明渡訴訟費用金 779,936 円及び強制執行に伴う費用等や下記②③④⑤⑥⑦の合計金額 1,853,356 円を今村岳司（西宮市長）に当事件の怠る事実によって西宮市の損害等の是正及び損害の補填させる事及び返還させる事を監査委員に求める。

- | | | | | |
|-----------------|--------------------------------------------------------|-------------|--|--|
| ① 訴訟費用 | 432,000 円 | | | |
| | 強制執行代金（弁） | 54,000 円 | | |
| | （裁） | 92,183 円 | | |
| | 業者： | 201,735 円 | | |
| | 合計 | 779,918 円 | | |
| ② 新住居の敷金 | 271,020 円 | | | |
| ③ 敷金等の扶助 | 20,000 円 | | | |
| ④ 新住居の日割り家賃等の扶助 | 34,200 円 | | | |
| ⑤ 引越し代金 | 170,000 円 | | | |
| ⑥ 備品購入金 | 26,200 円 | | | |
| | ①②③④⑤⑥ 合計 | 1,301,338 円 | | |
| ⑦ 新住居一ヶ月の家賃額 | 53,000 円 | | | |
| | 一ヶ月 53,000 円－7,000 円(従来の家賃) =46,000 円×12 ヶ月分=552,000 円 | | | |

・平成27年11月現在

①～⑦の総合計金額=1,853,338円

・請求人の前、住居に対する監査の理由

地方自治法第242条 住民監査請求

請求人は西宮市職員の違法不当な財産の取得・管理は履行若しくは債務その他の義務の負担がある。

(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も含む。)と記載。

下記の違法行為 生活保護受給者(弱者)に対して西宮市営住宅滞納家賃処理要綱第16条では生活保護受給者に対して「免除・放棄」を西宮市は承知しているにも拘らず、住宅明け渡しをした事実をもって民法第709条及び第719条の法律に基づき「損害賠償訴訟(訴訟詐欺も含め)」を提起した場合に西宮市は財産上の損害を被る事実は明白である監査請求の対象であることから請求をしました。

※ 行政庁の詐欺行為による訴訟の判決は無効である。

民法第709条「不法行為による損害賠償」

一般の不法行為が成立するためには、民法第709条の法文を分析すると

- ① 西宮市に故意又は過失があったこと。
- ② 西宮市民の権利または法律上保護される財産権が侵害されたこと。
- ③ 西宮市長に責任能力があること。(民712・713条)
- ④ 西宮市に損害が発生し、西宮市長と執行機関の職員の加害行為との間に因果関係があること。
(損害発生に因果関係)

民法第719条「共同不法行為者の責任」

・損害金について返還の理由

河野昌弘(前、西宮市長)が西宮市市営住宅滞納家賃処理要綱第16条を遵守せず、平成23年2月16日付で最高裁判所に上告をした中で虚偽公文書を提出して勝訴判決を得た後の平成26年12月24日付で今村岳司(西宮市長)が申立人家族の住居である西宮市(略)号室を強制執行して西宮市民の請求人家族に不利益を与えたものである。

※詐欺行為による訴訟は取消である。

(添付された事実を証明する書面)

- 1 西宮市(略)号室が強制執行され、その後、生活保護受給者(申請者)に対して敷金・引越代金や他の金員を支給された事、訴訟費用等の支出金額が分かる文書
- 2-1 平成22年4月30日付 一審判決書(略)
- 2-2 平成21年7月22日付 市民の声 No.049号
- 2-3 平成22年7月7日付 市民の声 No.029号

- 2-4 平成 23 年 2 月 2 日付 控訴審判決（略）
- 3 請求人家族世帯が生活保護受給に至る経緯について及び生活保護証明書
- 4-1 西宮市市営住宅滞納家賃等処理要綱
- 4-2 平成 22 年 9 月 29 日付 西宮市の条例の取扱等について・県住宅管理課
- 4-3 平成 22 年 12 月 3 日付 請求人に対するの回答について・県住宅管理課
- 5-1 平成 23 年 2 月 16 日付 上告受理申立書
- 5-2 平成 23 年 4 月 8 日付 上告受理申立理由書
- 5-3 平成 25 年 7 月 3 日付 請求人の代理人 差戻控訴審準備書面(1)
- 5-4 平成 24 年 12 月 25 日付 上告判決書（略）
- 5-5 平成 25 年 12 月 25 日付 強制執行・今村岳司
- 6 平成 27 年 6 月 8 日付 神戸地方検察庁・告訴状
- 7-1 平成 27 年 2 月 6 日付 市民の声 No.118 号
- 7-2 平成 27 年 2 月 23 日付 計算書・社会福祉事務所厚生第 2 課が作成
- 7-3 平成 27 年 3 月 10 日付 虚偽公文書
- 7-4 平成 25 年 6 月 11 日付 住宅扶助に係る厚生労働省への依頼について
- 7-5 平成 26 年 1 月 31 日付 住宅扶助の遡及支給について
- 7-6 平成 27 年 2 月 6 日付 市民の声 No.143 号
- 7-7 平成 27 年 2 月 6 日付 市民の声 No.143-1 号
- 7-8 平成 27 年 6 月 16 日付 市民の声 No.126 号
- 8-1 平成 27 年 3 月 9 日付 兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課長上申書
- 8-2 平成 27 年 5 月 13 日付 兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課長から西宮市社会福祉事務所
長宛「事務連絡」
- 9 平成 27 年 2 月 16 日付 市民の声 No.114 号
- 10 平成 27 年 6 月 16 日付 生活保護申請を妨害した事実
- 11 生活保護受給者に対して住宅明渡し訴訟をした事例がない。
- 12-1 犯罪被害者等基本法・内閣府 法律第 161 号
- 12-2 (仮称)西宮市犯罪被害者等支援条例に対する意見書
- 13 平成 27 年 6 月 16 日付 行政庁の裁量（兵庫県警捜査第 2 課が提供）
- 14-1 平成 27 年 6 月 11 日付 最高検察庁監察官室指導部監察指導課・上申書
- 14-2 平成 27 年 8 月 11 日付 大阪高等検察庁総務部企画調査課・上申書
- 15 平成 27 年 10 月 15 日付 大阪法務局人権擁護部・上申書
- 16 平成 27 年 11 月 9 日付 兵庫県健康福祉部社会福祉局生活支援課長・意見書
- 17 平成 27 年 11 月 17 日付 兵庫県警察本部長・苦情申出書
- 18 強制執行により新住居が狭い為に仕方なく処分した高級家具の撮影写真